

ふじみ野市立スポーツセンター条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 469 1106 662"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>ふじみ野市大井武蔵野1393番地2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくは施設の利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第15条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。</u></p> <p><u>(使用料の免除)</u></p> <p>第11条 <u>市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。</u></p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条第1項、第9条、第12条ただし書、第13条第2項及び第15条中</u></p>	名称	位置	(略)	(略)	弓道場	ふじみ野市大井武蔵野1393番地2	(略)	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 469 2002 662"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>ふじみ野市大井武蔵野1385番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくは施設の利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。</u></p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項及び第5条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認める」とあるのは「認め、</u></p>	名称	位置	(略)	(略)	弓道場	ふじみ野市大井武蔵野1385番地	(略)	(略)
名称	位置																
(略)	(略)																
弓道場	ふじみ野市大井武蔵野1393番地2																
(略)	(略)																
名称	位置																
(略)	(略)																
弓道場	ふじみ野市大井武蔵野1385番地																
(略)	(略)																

「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第1項第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)  
及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、附則第4項(見出しを含む。)  
中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と読み替えるものとする。

3 (略)

第17条・第18条 (略)

別表(第10条関係)

1 総合体育館、上野台体育館アリーナ及び駒林体育館アリーナ

(単位：円)

区分		利用時間及び金額			
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)

市長の承認を得た」とし、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第7条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」とし、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第10条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」とし、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第12条第2項及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、附則第4項(見出しを含む。)  
中「使用料の」とあるのは「利用料金の」とし、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 (略)

第16条・第17条 (略)

別表(第10条関係)

1 総合体育館、上野台体育館アリーナ及び駒林体育館アリーナ

(単位：円)

区分		利用時間及び金額			
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 満16歳未満の者又は障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1名に限る。)  
の合計人数が利用者の総数の半数を超えてい

はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

- ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

3～5 (略)

- 弓道場、多目的グラウンド及び上野台体育館トレーニング室

(単位：円)

区分	利用時間	金額
(略)	(略)	(略)

備考

- 弓道場及び多目的グラウンドの利用について、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の

る場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

- ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又は当該者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の数が過半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

3～5 (略)

- 弓道場、多目的グラウンド及び上野台体育館トレーニング室

(単位：円)

区分	利用時間	金額
(略)	(略)	(略)

備考

- 弓道場及び多目的グラウンドの利用について、満16歳未満の者又は障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1名に限る。)の合計人数が利用者の総数の半数を超えている場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又は当該者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の数が過半数を超える団体以外のものが利用場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とす

金額に2を乗じて得た額とする。

3 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、上野台体育館トレーニング室を利用することができない。

4 (略)

3 テニスコート

(単位：円)

区分	利用時間及び金額					
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

2 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

4 センターの施設に附属する設備

(略)

る。

3 上野台体育館トレーニング室の利用は、満13歳以上の者に限る。

4 (略)

3 テニスコート

(単位：円)

区分	利用時間及び金額					
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 満16歳未満の者又は障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1名に限る。)の合計人数が利用者の総数の半数を超えている場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

2 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又は当該者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の数が過半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

4 センターの施設に附属する設備

(略)